

発 言 者	内 容
梅澤賃金室長	<p>定刻 18 時となりましたので、これより「令和 3 年度第 5 回沖縄地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>始めに、各委員の出席状況についてご報告させていただきます。公益委員が岩橋委員を含めて 4 名、労働者側委員は 5 名中 3 名が会場参加で津山委員、宮城委員が 2 名、Web 参加となっております、5 名参加と。使用者側委員については 4 名が会場参加、佐久本委員が Web 参加ということで 5 名全員参加ということで、14 名のご参加をいただいております。</p> <p>ですので、最低賃金審議会令第 2 条により沖縄地方最低賃金審議会の委員の定足数は 15 名でありますので、本審議会は 15 名中 14 名の参加ということで、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>議事に入る前に一つ御報告がございます。当局の福味労働局長に異動がございまして、9 月 14 日付けで西川労働局長が着任されておりますので、ご紹介させていただきます。</p>
西川沖縄労働局長	<p>只今、ご紹介いただきました 9 月 14 日付けで沖縄労働局長として着任いたしました西川昌登と申します。先生の皆様方には、たくさん御意見をいただきながら、今の労働行政、推進してまいりたいと思っております。今後ともよろしくお願い致します。</p>
梅澤賃金室長	<p>西川局長ありがとうございました。</p> <p>それでは、出席確認、定足数は満たしているのご報告させていただきましたが。連絡確認がとれませんでした。西村委員が来られましたので、これで</p>

	<p>全員ご参加ということでご確認よろしくお願い致します。</p> <p>それでは議事の進行を島袋会長にお願いいたします。その前に、資料の確認、事務局から行ってもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(はい の声)</p> <p>皆様のお手元に、本日、資料としてお配りしてありますが、青枠インデックスで1から8。その間に赤色のインデックスが1から6までというふうに入っておりますが、令和3年度第5回沖縄地方最低賃金審議会、ダブルクリップ止めの資料が一部お手元の方に配られていると思います。もし落丁ございましたら、連絡いただけたらと思います。はい、以上確認終わりです。会長、進行の方よろしくお願い致します。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>10月度の審議会開催、また18時という遅い時間帯からの審議会開催となりました。委員の皆様、本当にお疲れ様です。</p> <p>それでは「令和3年度第5回沖縄地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>まず始めに、本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は鎌田委員、使用者側委員は新垣委員にお願いしたいと思います。よろしく願います。</p> <p>まず最初の議事である「最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて」、経緯と集計結果の修正について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>西川沖縄労働局長</p>	<p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、急遽お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>先ずは、私の方から、最低賃金に関する基礎調査の集計誤りを発生させてしまったことにつきまして、委員の皆様、深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。</p> <p style="text-align: center;">(事務局一同起立)</p>

	<p>この基礎調査の結果は、最低賃金の審議におきまして、県内の労働者の賃金実態を把握する上では、大変重要な資料と我々重々認識しているところでございますけれど、今回、基礎調査結果の集計誤りを生じさせてしまい、しかも集計内容につきまして事務局内での確認も十分行うことなく、結果として審議会に不適當な資料を提出することになってしまったことにつきまして、大変申し訳なく重ねてお詫びを申し上げます。</p> <p>今年度の沖縄県地域最低賃金の改正につきましては、28円引上げの820円に改正するとの答申を8月12日にいただきまして、10月8日の金曜日から改正後の最低賃金が発効することとなりました。</p> <p>最低賃金の審議におきましては、沖縄労働局は事務局として、様々な資料を委員の皆様にご議論に資するような形で提供させていただきました。</p> <p>しかしながら今回、基礎調査の集計誤りによりまして、後ほど事務局からご説明させていただきますが、総括表の1につきましては月平均賃金額と月一人当たりの労働時間数を、それから総括表の2につきましてはこれに加えて、労働者の総数と影響率を修正するという事態となりました。</p> <p>今回は、本審議会に基礎調査の集計内容を修正した資料をお配りをさせていただいております。</p> <p>今年度の最低賃金は、委員の皆様には、目安や各種資料等を基に大変なご苦勞をいただきながら、決定をいただいたものであると認識しております。</p> <p>このような中で大変申し訳ございませんが、集計誤りが今年度の最低賃金の審議に与えた影響について、今回ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。</p>
梅澤賃金室長	<p>それでは私梅澤の方から、詳細な内容について資料を確認させていただきながら、ご説明させていただければと思います。</p> <p>皆様のお手元の方にお配りさせていただきました資料の青枠インデックス</p>

の1を開いていただけますでしょうか。こちらの方に標題としまして、令和3年度最低賃金に関する基礎調査の集計誤りということで、沖縄労働局の最低賃金基礎調査における審議会の方に提出させていただいた資料、どういうところが具体的に問題があったのかということで総括させていただいております。

1番の概要です。令和3年度最低賃金に関する基礎調査について、7月30日の第2回本審、8月6日の第3回及び8月12日の第4回、沖縄地方最低賃金審議会に資料を提出させていただきました基礎調査の集計結果に誤りがあることが判明いたしました。

(ここで配布資料の落丁申出のため 再配布中)

この集計誤りについてということの1番上、概要1ですね、7月30日の第2回、8月6日の第3回、8月12日の第4回それぞれの審議会の提出資料の集計誤りがありまして、内容についてはその後ろに赤枠インデックス1から6というふうに添付させていただいております。

この内容について説明させていただきます。1、2、3というのが審議会のそれぞれに提出させていただいた資料です。例えば、赤枠インデックスの1を開いていただきますと、右方のところに別添1(誤)というふうになっております。審議会に出した方が当然誤っているので、誤りというふうに表示させております。赤枠インデックスの2,3についても別添2、別添3というふうに同じように誤りというふうに記載されております。

赤枠インデックスの1、別添1の方なんですけど、これは地域最低賃金の審議会に使った1円刻みの賃金分布を示している全業種の地域最低賃金分、各業種分92ページございます。こちらの方を添付しています。

赤枠インデックスの2番の方は、同じ総括表の1ですけど、運営小委員会の時に配ってその後本審の方にも提供、参考提供させていただいた産業別最低賃金、6業種分ということで、同じ総括表の1円刻みの(1)と表示させ

ていただいております。

赤枠インデックスの3番は、7月30日の委員からのご要望によって、この1円刻みの全産業分を年齢別階層で見れないかというご要望がございまして、それに男女別、男女計を含めたものをA3のじゃばらで記載しておりますが、これも1円刻みの分布表ということで、全産業分の表、(2)ということで作らせていただいております。

この3点についてですが、まず一つ目、共通点。赤枠インデックスの1の下に数字がそれぞれページ数が打ってありますが、1番上、最初の1ページ目が全産業地域産業の全体分です。4ページでワンセットになっておりますので、4ページ目を開いていただきますと、4ページ目の一番下のところに1円刻みからだんだん階層が出て最後に1,500円以上という形で、横の数字は労働者数、階層別の何%というのがかっこ書きになります。

ですから、207,541人がおられてトータル100%ですよということになってますが、その下に月平均賃金額、これが16,824円。月平均で16,824円という金額というのはいんではないでしょうかということで、桁ずれになっております。通常の数値の実際の調査額の約1/10。これが月平均賃金額の行が横全部が違っております。16,824円、16,286円、隣にいきまして16,820円、18,185円、全て桁がずれていると。一桁ずれている。1/10になっている。

もうひとつ、この2行下、月一人当たり労働時間数。こちらの方見ていただくと、1番端の全体は14時間。その隣のところを行を追っていくと、14時間、14時間、一番端が15時間と。これも一月の労働時間数で14時間というのはいんではないでしょうかと。ここは桁ずれではないですかということになりまして。

参考に赤枠の1の全産業分の(1)の4ページを見たんですが、これ全て4ページワンセットということでお話しさせていただいておりますが、他の地域最低賃金の業種のどこを見ても、4ページ毎の後ろが同じように2つの

行が桁ずれになっている、1/10の数字になっているというのが共通で間違っている。

同じように赤枠の2番のインデックスの特定産業別最低賃金、業種別産業別の6業種についても同じです。例えば赤枠2番の総括表(1)1番上が新聞業で4ページワンセットになっております。これもページ数を打っておりますので、新聞業の4ページ目を見ていただくと、同じように、月平均賃金額がやはり金額が一桁ずれて、29,204円となっておりますが、これ月平均の賃金額が一桁違って29万円台の間違いではないかと。同じ2行下の労働時間数も同じような形になります。

これが、資料赤枠のインデックスの1,2、同じように3も同じであります。じゃばら式のものも元ネタは一緒ですが、これは地域最低賃金の総括表、年齢階層別に分けた見方の表になっておりますが、これもA3で申し訳ないんですが、後ろの方めくっていただくと、同じように、1番下の行のところに月平均賃金額、その2行下に月一人当たり労働時間数、このところ見ていただいても同じようにまた一桁ずつ低いんじゃないでしょうか、1/10ではないんじゃないかという数字がのっかっております。これが共通して誤っているかという数字になってきております。

この1,2,3の資料が誤っているということで、今回、その後赤枠インデックスの4,5,6がそれぞれに対応した正しい資料ということで、例えば赤枠の4番を開いていただきますと、赤枠資料の1番の正しいものということになりますけれども、別添4(正)、という形で右方に上に記載をさせていただいております。これも同じように92ページになっておりますので、4ページ目のところを開いていただきますと、4ページ目の月平均賃金額、ここは正しく170,667円。その2行下の月一人当たり労働時間数は141時間。まあこんなものかなという大体の基礎調査の集計結果というものが出てくる形になっております。

これ別添4と書かれているものと別添1の、正しいかどうかということの確認することを私たち事務局の方でやりましたが、事務局の方では合計の労働者数、1円当たりの労働者数、積算のかっこ内の何%かというところを全て突合しまして、ここは沖縄労働局の場合は、1円刻みの賃金部分の中身は間違っていなかったんですが、今、説明を差し上げました1番4ページ目の後ろの月当たり平均賃金額、及び月一人当たり労働時間数が約1/10の数字になってしまっているということが共通して提出した資料に誤りが認められたというのが1点です。

もう1点、沖縄労働局の方で、先程申し上げました赤枠インデックスの3番、6番。3番の方を審議会に提出したということで先程、委員から要望いただきまして年齢階層別、男女別で出せないかということでお出した資料なんですけど、これを出した時、本省から配られたアクセスというマイクロソフトアクセスで作ってお出ししているんですけど、これを取り込みの一つ古いバージョン、何回かに分けて資料データを本省から突合したデータを取り込んでおりますが、その古いバージョンで出したものを(2)のところだけ間違ってお出してありますので、端的に見ていただきますと、赤枠(3)のじゃばら式になっております総括表(2)となっておりますが、一番上の計の労働者数、合計ですね、左一番上のところ、左端の一番上、205,228人という労働者数になっております。ところが、正しい方、赤枠のインデックス6番を開いて同じところ左側の1番上の労働者数の合計を見ますと、207,541人というふうになっていて、労働者数の総合計がそもそも合いません。ですので、中の突合、分布図と、各賃金分布の労働者数を突合してましたが、ほとんどあいません。合ってもたまたま一人とか分布図の累計が合ってるだけで、こちらの(2)につきましては、元々の引き出してきたアクセスファイルが一つ前のデータから取り出してしまっているんで、ここはそもそも合っていないんでしょということで、ここは沖縄労働局の事務局の追加の訂正になりま

す。

以上で、全国共通のものとしては今言った桁ずれのところがアクセス集計ファイルで出てしまったというところが1点です。1, 2, 3と対になる4, 5, 6正しい方ですね、4, 5, 6が正しい集計結果になりますが、こちらのを審議会の方に再度提出させていただきまして、2番の、今の原因ですね、誤りが発生した原因についてというところで、青枠インデックスの先程の全体の総括のところに戻っていただけますか。そこに2番目として、誤りが発生した原因。総括表(1)について、本省から提供された集計用アクセスファイルに、特定の操作をすると1日の所定労働時間数が正しい数字の約1/10になってしまうというバグが実は発生して、全国的に問題となりました。沖縄労働局の場合同じように処理をしていたところ、1/10になっているということを見落として、審議会の資料に提出したということで、今言った4ページ毎の最終の労働時間数、及び平均賃金額というものが1/10になっていますということが1点。

沖縄労働局特有の話で、総括表の先程の(2)ですね。資料の赤枠の3番と6番になりますが、暫定版のデータですね、完成版じゃないデータのところから、とってしまったがために、当局が誤って集計用アクセスファイルに取り込んでそこから集計を出してしまったと。バージョン間違いのところ沖縄労働局では、3番と6番に対するものがもう1個追加になったということで、2点、基礎調査の集計誤りで、誤ったまま審議会の方に提供させていただいたということになっております。

こちらの方、全体の概要と誤りの原因になりますが、続きまして3番の再発防止策といたしまして、沖縄労働局で出来ることと、今回本省のアクセスファイルで集計しております、そちらの方、分担をしてですね、再発防止策を出しております。沖縄労働局で出来る形としてですね、過年度の結果表、他の集計結果と見比べることとし、異常数値がないか、複数の職員で確認す

ると。具体的には今言った集計結果の(1)と(2)を必ず必要があろうがなかろうが2つとも集計したら2つとも合っているのか確認するということと、今言った1日の労働時間数とか平均賃金額というのは、見た瞬間に桁ずれはわかるでしょと、後の四分位のものとか他のものとかはファイルの中に組み込んでいますので、これ手打ちでやらないと全然わかりませんという話になりますので。今わかるものについて、(1)(2)の統計、突合、及び労働時間数、平均賃金額、こういうものについて確認を複数の職員で行うということで、確認をしております。

今回もう一つ当局で間違いを起こした古いデータ集計のバージョンをそのまま残しておいたということが原因になっていきますので、前のバージョンについては、使いませんので削除するというような適切なデータ管理を複数名で確認して行っていくと。要は審議会に出すデータは一つしかないという形にその都度ごと取っていくという形で局内で確認をさせていただいております。

後、下の方は本省の対応としまして、本省で作成したアクセスファイルのバグの取り除くという作業、又はこれによってバグが見つかった場合の回収作業、チェック作業というものを適切に行うという内容で、全体概要を令和4年度調査までに行うということが1つ目。2つ目が現在わかっているものについての改修を今年度中に速やかに行って、これについても業者とのやりとりがございますので、バグ等早期にできるように納品の時のチェックを行うと。

3つ目の丸ですが、もしイレギュラーな作業、バグ等が見つかってこういう作業をしてください、とイレギュラー作業を指示する場合については、本省の担当職員はわかったつもりで指示を出すんですが、本当にそうなのかというのは他の職員、それ以外の職員によるチェックを受けて指示内容が分かりやすいもの、誤解のないようなものになっているかということを確認した

	<p>上で出す、というのが3つ目になります。</p> <p>最後4つ目が、万が一翌年以降についても、集計誤りに繋がりがねない重大システムの不具合等が調査実施中に見つかった時は、メール連絡での指示という形で済ませるのではなくて、今回も行いましたけど、全国会議、Web会議、緊急でも開催をしまして、そこで具体的な指示を行うということで対応を行うと、こちらの方本省の方から確認が届いております。</p> <p>以上が、正誤表の1から6まで含めて、全体の発生の経過及び原因、再発防止対策、というところで、事務局の方で今、確認がとれた内容になっております。以上です。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>梅澤さん、一つですね、資料3と6の比較で、資料3が誤ったもの、資料6が正しいものだと思うんですけど、結局は全体の対象人数が205,228人ではなくて207,541人だったということなんですけど、影響率に誤りを生じさせませんか。</p>
梅澤賃金室長	<p>資料の3と6ということでしょうか。</p> <p>先程、全体版の4ページ毎の桁ずれというのは全国的に起こっていて、4ページ毎に発生しているんですが、3と6については、沖縄労働局でご要望いただいて作ったものです。そこで、全体労働者数がそもそも合わないですというところから始まっているので、各賃金層の労働者数も違うし、それに対する未満率、積算で何%とかっこ書きで全ての行に記載がありますが、ここも(2)については、おおよそ間違っているという形です。たまたま(3)ともし合っていたとしても、それはたまたま合っているだけで、総数自体が違っているんですから、それは全体的に誤っているんでしょと、持ってきたデータがひとバージョン古いものとなっていますので、(2)につきまして</p>

	<p>は全面的に誤っているというふうにご理解いただいて、(3)の方を、いや(6)の方を今回正しい数値で出したということになります。未満率ですね、未満率は当然こちらの(6)の方が正しいということになります。</p>
島袋会長	<p>全体の数が誤っていたという形で、未満率ですかね、そこにも影響が若干出てきたということですね。</p> <p>只今、西川局長、また事務局の方から基礎調査について誤りがあったとの報告がありました。</p> <p>これについて私、本審議会の会長として、一言申し上げたいと思います。</p> <p>本年度の最低賃金に関する基礎調査において、集計誤りが生じたことは誠に遺憾であります。</p> <p>最低賃金は、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払能力の三要素を総合的に勘案して決定することとされております。県内の労働者の賃金実態を表す基礎調査の結果は、最低賃金を検討する上で、極めて重要な指標であります。</p> <p>とりわけ今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響が厳しい中で、中央最低賃金審議会から示された目安を参考にして、公労使の各委員の皆様が事務局から提供された各種資料を勘案しながら、沖縄県にふさわしい最低賃金について真摯に議論し、最低賃金820円とするに決定するに至りました。基礎調査の誤りは、内容如何によっては審議会の議論・結論をミスリードする可能性があり、その結果は、県内の労働者の生活及び経済に大きな影響を及ぼすということを事務局は改めて強く自覚していただきたいと思います。</p> <p>事務局には、猛省を促すとともに、二度とこのようなことが起こらぬよう再発防止を徹底し、信頼の回復に努めていただきたいと思います。</p> <p>次に、この基礎調査の誤りの今年度の審議結果への影響について一言申し</p>

	<p>上げます。</p> <p>今年度の審議において、最低賃金の引上げ額を議論する上で、基礎調査に基づく影響率等の資料は重要な資料の一つであります。</p> <p>このため、その誤りは、内容如何によっては、審議結果にも影響を与える可能性があります。しかし、今回の集計に係る影響率等の修正は、一部あるものの今年度の最低賃金は例年と同様に他の資料、指標やその他の諸事情も勘案の上、総合的に判断した結果であることから、影響率等の誤りは審議結果に直接影響を及ぼすものではないと、会長として考えております。</p> <p>以上により、今回の集計誤りを理由として、今年度の審議結果について、最低賃金 820 円とする審議結果について、改めて再審議する必要はないものと考えております。会長として以上見解を述べさせていただきます。</p> <p>只今、局長、また事務局から資料の誤り内容及び誤りが生じた原因及びこれからの対応策等説明がありました。</p> <p>委員の皆様で、ご質問ご意見等あれば、お願いいたします。</p>
砂川委員	<p>はい、労働側委員の砂川です。よろしくお願いいたします。</p> <p>今の島袋会長の発言を、強い発言を受け止めさせていただいて、支持をするというところで、基本的に申し上げたいんですけど。島袋会長からもありました、西川局長からも、このデータの重要性については強く発言があって、二度と誤りを起こさせないんだという決意も示させたところであります。</p> <p>労働者側委員としましては、最低賃金が中々全国の最下位を脱出していけないと。生活保護レベルくらいにしかない。</p> <p>今日はですね。こういったらなんですけど、復帰50年経っても最低賃金で働かざるを得ないと県民はという思いは持っています。</p> <p>こういったデータはですね、会長からもありましたけれど影響率は特にそうなんですけど、我々引上げの大きな根拠というふうになっています。</p>

	<p>是非今後も二度とこういうことがないように、審議会の論議が無に帰するような、もしかしたらですよ、最悪そういったことになりかねませんので、是非今後は、こういったことがないように十分に気を付けていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(合図 あり)</p> <p>田端委員お願いします。</p>
<p>田端委員</p>	<p>使用者側としても先程、会長がおっしゃったことについては賛同するものです。今回の審議に当たって、影響率がどれだけあるかというのは大変注目するところでありました。先程会長の発言の中に影響率の誤りとありましたが、実際には影響率そのものには誤っていないというふうに思っております。この誤りのある資料の2ページ目の例えば、今回で言うと、820円に上がりました。その後819円の割合がどれかって注意してみると、これについては誤りはなくて、これを見ながらどれだけ影響率があるかというのを見ていて、実際誤っていたのは最後の4ページのところの月平均の賃金額であったり、時間、平均賃金額のところ、ここについては重要な要素ではありませんけれど、やっぱり大事なところは影響率であったので、それについては、賃金については、特に影響はなかったと理解しております。</p> <p>それから新聞業については私はあまり分かりませんが、私どもの職員が新聞業にいて、上江洲副会長がおられたと思いますが、それについても相応なものというふうに伺っております。</p> <p>それから使用者側委員として是非お願いしたいのは、先程の今後の対策の中でもありましたけれど、今回、表内の中で数字があってない、それから別</p>

	<p>添1と別添2で突合されてない部分がありますので、その表内の突合、表間の突合のチェック要領を作成して、担当者が変わっても的確にチェックできる体制としていただきたいということをお願いしたい。よろしくお願いします。以上です。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様のご意見を踏まえて、今年度の審議への基礎資料の誤りは、今回の集計誤りを理由として再審議の必要性まではない、という結論でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、再審議はない、という結論でとりまとめたいと思います。</p> <p>私から最後に、改めて事務局においては、有用な指標であることを再認識し、今後、基礎資料の誤りがないよう再発防止対策を徹底し、審議会からの信頼回復に努めていただくようお願い致します。</p> <p>それでは次に、議事の3「令和3年度沖縄県新聞業最低賃金の改定決定について」事務局から報告をお願い致します。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>はい、新聞業の改定決定についてでございます。</p> <p>青枠インデックスの2番と3番について、開いていただいて確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>青枠インデックスの2番の方を開いていただきますと、令和3年9月14日付けの答申。「沖縄県新聞業最低賃金改正決定について」、ということで答申</p>

をいただいております。

こちらの方、会長名ということで、めくっていただきますと、裏面が別紙となっておりますが、こちらの方に沖縄県新聞業最低賃金を次のとおり改正決定すること、と。適用する地域、使用者、労働者、と書かれておまして、項目の4番に前号の労働者に係る最低賃金額、1時間853円。ということで、効力発生の日は法定どおり、という形になっておりますので、通常であれば官報公示を終わってから30日後、ということになります。

官報公示までに、広く県民の新聞業に関わる労働者、使用者の方々から、答申に対する意見の申出、通常で言いますと異議の申出を受け付けております。こちらの方対応をとった、と公示をした、ということになります。

本審の方、開かれてないのに会長の答申が出ているのはなぜかという、次の青枠インデックスの3番を開いていただきますと、同じ9月14日に新聞業の専門部会の報告書がついております。新聞業、沖縄の最低賃金審議会において、専門部会を設けた時に7月1日の段階で確認をしていただいておりますが、第6条5項の適用により、専門部会の全会一致が原則ですが、こちらの方で全員一致であれば、本審の決議に替えるということができるという事前の確認をとっておりますので、この9月14日の報告書に記載がございますが、公益代表委員、上江洲部会長を始め3名、労働者側委員垣花委員を含め3名、使用者側委員黒島委員含め3名、9名全員の一致がございました。

この専門部会の報告書の方も、1枚めくっていただきますと、先程の答申の内容と同じものが項目1から6まで。その他に経過として、次のページに書いてあります、沖縄県新聞業最低賃金専門部会審議経過、と。第1回を8月31日、第2回を9月7日、こちらの方、金額の提示調整等の経過も書いてあります。最終一番下の項目で第3の項目で、9月14日開催、第3回ですね。こちらの方の途中経過で、賃金の提示額、調整というふうに書いてあり

	<p>ますが、下から2行目で、現行835円から18円引き上げ853円とすることを全会一致で結審、というふうに報告書の方に記載してあるとおり、専門部会の方で全会一致となったため、本審の方に第6条5項の適用受けて、会長名での答申までを行った、ということになっています。こちらの方のご確認をお願いしたいというふうに思います。以上です。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局から新聞業に関連して報告がありました。新聞業の専門部会長の上江洲委員から何か特にございますでしょうか。</p>
上江洲会長代理	<p>新聞業の専門部会長を務めさせていただいた上江洲でございます。補足と特になんですけど、今回の審議に当たりましては、コロナ禍の厳しい状況の中でしたので、当初は労使双方、かなり開きが大きかったという状況の中で審議を進めることになりました。</p> <p>その中でも、労働者委員、使用者委員それぞれが、それぞれのお立場ある中でも粘り強く審議をしていただいた結果、この全会一致ということで、結審することができたと思っております。</p> <p>この場にはいらっしやいませんけれども、このご協力いただいた専門部会の使用者委員、それから労働者委員、それぞれに感謝を述べたいと思います。私一人では公益委員として調整することは難しかった件ですので、この場に他の公益委員、専門部会の委員でいらっしやる西村委員と岩橋委員にも御礼と、それから事務局に御礼を申し上げたいと思います。私からは以上です。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>

	<p>只今、この新聞業の最低賃金の決定に関連して、委員の、</p> <p style="text-align: center;">(ここで、事務局から合図あり)</p> <p>事務局からお願いします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>すいません。事務局の方で、今の答申及び専門部会の報告書の方のご説明差し上げて、今の上江洲部会長から経過の方の補足をさせていただいたんですけど、その後の経過を追加で説明させていただきます。</p> <p>9月14日に答申をいただきまして、地域別最低賃金と同じように新聞業の答申に対する意見の提出、異議申出ですね、県民の新聞業に関する労働者、使用者に対して公示を行いました。期間としては2週間ですので、9月の29日までということで、14日から始まってですね、2週間行いましたが、29日までに異議申出がございませんでしたので、そのまま、答申内容をいただいた内容で確定ということで、局長の方で、本省の方へ官報公示の手続きに入っております。官報公示は本省の方で行いますので、順次他の都道府県のもの色々ございますが、予定としては最短で10月13日の官報公示に掲載予定と。掲載が行われれば、それから30日後に効力発生ということになりますので、11月12日に沖縄県新聞業最低賃金が853円で効力発生というふうになる予定となっております。これも官報公示が予定どおり10月13日に載りました段階で、マスコミ等情報提供を行いたいというふうに予定しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>新聞業の最低賃金の改定決定について、委員の皆様からご質問ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p>

	<p>それでは次に、議事の4の「令和3年度沖縄県最低賃金の改定決定に係る答申を踏まえた対応について」、についてお願いいたします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>資料 4番以降になります。随時説明させていただきます。本来なら8月31日の異議申出があつて異議審があつた際に、公表発表ということでご報告させていただこうと思っていた内容です。</p> <p>まず資料 青枠インデックス4番を開いていただきますと、8月31日に発表になっております。8月12日のご答申をいただきまして、付帯決議が審議会の意見としていただきました。それについて各種ご要望ございましたので、それに合わせて、沖縄県最低賃金改定に向けた環境整備ということで、報道発表を行っております。</p> <p>8月31日に行った内容が、資料 青枠の4番になります。こちらの方は審議会の途中でもお話しておりましたが、最低賃金引上げに伴う雇用調整助成金、業務改善助成金、後、省庁が異なりますが、事業再構築ということで隣、沖縄総合事務局の経産担当部署がございますけれど、そちらの方でやっております再構築の助成金ということを含めまして、正式には事業再構築補助金ですかね、こちらの方の3つの補助金等について、最低賃金引上げに伴っての支援策、こういうことで環境整備をやっておりますということで、付帯決議に関して周知広報を行うこととともに、支援策の内容を3行政調整しまして、発表させていただいたところになっております。こちらの方が1点です。</p> <p>この発表の時には当然、どうしてこういう形になったのかということで、審議会における答申及び付帯決議も全て添付してマスコミに発表させていただいて、各種事業主、また労働者の方の認識等高めるためにこういう対応をとっているんです、という経過を発表させていただいております。</p> <p>続きまして、資料 青枠の5番ですね。これは820円の沖縄県最低賃金が</p>

10月8日金曜日より発効という形で、発表は9月8日。要は官報公示された日に官報公示を確認してからすぐに投げ込みに走った、という発表になっております。この時で820円が確定しました。10月8日から発効します、と併せて公表させていただいております。

この時に後ろの方にもう1枚めくっていただくと、先程の業務改善助成金、雇用調整助成金、中小事業等事業再構築の促進事業の補助金ですね、こちらの方もホームページから入れますよ、というものを含めてですね、マスコミの方に情報提供させていただいたという形で、もう1枚最後の方には、官報公示の写しを付けております。

そして皆様方に、今までの説明資料、審議会が終わった後等にもお配りしているんですが、資料 青枠の6番をめくっていただきますと、事前に送らせていただきましたが、9月17日以降、本省の方で一斉に全局の方で使えるようにということで、沖縄県の場合は、最低賃金、令和3年10月8日から時間額820円。28円アップ、ということのリーフレット、表裏版になっております。このほかにもポスターですとか、後、パンフレット版ですとか、全国の最低賃金の一覧が全部出ているというものもございます。

それも実は本日、16時に沖縄労働局のホームページに公開を行っております。そこにリーフレット、パンフレット全て820円金額表示のものは取り出せると、本日からなっております。

こういうものを含めて、審議会の答申、いただきました後に、対応を進めさせていただいた経過でございます。

資料 の6番まで。7番の方は、今言ったもの、3つの助成金をですね、沖縄総合事務局さんの経済産業課等も含めまして、ホームページをきれいに協力して載っけようということになったものの3つの助成金が載ったもの。これを各ホームページに今、載っけてあるというものが7番にそのまま記載をさせていただいております。

	<p>審議会の答申後の対応としては、7番までを以上報告させていただきます。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、最低賃金が改定された後の、踏まえた対応について、事務局から説明していただきました。ご質問等あればお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(委員より合図あり)</p> <p>田端委員、お願いします。</p>
田端委員	<p>沖縄労働局の方で、最低賃金の改定に向けた環境整備について、関係機関に対してそのように協力依頼をしていただいたことに対しては感謝申し上げます。ただ今回答申の付帯決議の中で、雇用調整助成金について記述をしていたのですが、このことに関して、一つだけ申し上げておきたいと思います。</p> <p>資料青色のインデックスの別紙1に最低賃金を上げた中小企業における雇用調整助成金の要件緩和という資料でございます。これは従来休業規模要件を1/40としてきたものを、今回最低賃金を上げた中小企業については、1/40要件を撤廃するというものですが、この場合中程にありますけれど、30円以上の引上げを要件としております。</p> <p>今回の全国の最低賃金の状況を見ますと、28円の引上げが40都道府県。それから29円が4件となっております。結果を見ますと44県が30円未満、47都道府県中44県が30円以上にはなっていないということになります。</p> <p>そういう中で、今回の要件緩和の対象を30円以上の引上げに限定することについて、疑問を感じております。雇用調整助成金は、奨励的補助金というよりは、セーフティネットとして存在しているというふうに理解をしております。このためギリギリの対応をしている中小企業の最低賃金引上げを支援するためにも、30円ではなく、28円以上の引上げを対象とすることを改</p>

	<p>めて求めるものです。今回の付帯決議の中にも、そのことを意識しまして、雇用調整助成金の項目の中に、当初要件の緩和とありましたが、それに「さらなる」という言葉を敢て付け加えております。沖縄労働局では、本省にもそのことを伝えたというふうには聞いておりますけれど、まださらなる要件緩和を行ったというふうには聞いていませんので、再度厚生労働省本省に強く申し入れをしていただければというふうに思っております。私からは以上です。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。事務局の方からお願いします。</p>
<p>仁木労働基準部長</p>	<p>田端委員、貴重なご意見ありがとうございます。田端委員からもご説明ありましたが、今回、答申が出まして、今田端委員がおっしゃったことも含めまして本省の方に一度上申をさせていただいております。また今回改めて田端委員からいただいたご意見、改めて本省の方に上申させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは次に、議事の5「その他」とありますが、事務局の方から何かございますでしょうか。</p> <p>お願いします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>資料 青粋インデックスの8番。付けさせていただいております。</p> <p>今ご要望のある「さらなる」という形の雇用調整助成金を含めた現状数字</p>

の報告です。まず、1番上、A4の横表になっておりますが、業務改善助成金の実績ということで、令和2年度分ですが、令和3年度分、速報値も公表されておられませんので、口頭で確認しております。6月が1件、8月が2件、そして9月、審議会を終わって広報やった結果かどうかわかりませんが、今のところ申請件数が19件ということです。もう一度確認します。業務改善助成金は6月が1件。8月が2件。9月が速報値で19件。沖縄労働局で申請があったというところに確認をさせていただいております。

その下、雇用調整助成金と休業支援金の処理状況、こちらの方、8月31日の異議審の開催予定に組んでいたときにも、そのところに開催はされなかったんですが、参考情報として委員の皆様方には、8月の答申、12日以降に最新の数字のものを参考情報として流させていただきました。その後の比較、それから大体一経っております。8月20日前後から、一経ってどうなってるかという、記載のとおりでいきますと、雇用調整助成金と緊急安定助成金の、右側が合計となっております。申請件数76,000件。雇用調整助成金はその一月すると5,000件増えて54,000件。支給決定額の5億円くらい増えてると、沖縄労働局の場合ですね、という比較になっておりました。休業支援の処理状況、上の方と処理担当課が違いますので、9月20日現在という形で出させていただいておりますが、こちらの方も申請件数、支給決定件数それぞれ増えているという状況でご報告させていただきます。

後、ページにはなっておりませんが、先程の答申いただいた後の官報公示が終わりまして周知広報の対応を進めております。今現在は、市町村、各種団体関係に今発送準備を整えておまして、今週中に発送できる400からできれば700件くらいまで全部、発送する。各郵便局から、学校関係まで全て含む、こういうところに民間職業紹介所とか派遣業も含めて、今年度は配るという指示になっております。

それに合わせて、街頭キャンペーン。連合沖縄様と協力、又は県の方に合

	<p>わせて県民に広く呼び掛けるということで、生活の基になる最低賃金というものを知っていただくための街頭キャンペーンをしております。これを現在の調整中の10月22日の金曜日、17時30分から県庁前の沖縄県民広場で、こちらの方で周知キャンペーンをやる予定です。こちらの方には労働者側、使用者側、県の方に呼び掛けをして可能な限りの参加ということで、協力をお願いして調整中です。後、北部の方でも連合沖縄さんと労働基準監督署、沖縄労働局、での協力の形で行っております。北部及び、それに本年度新規に中部でも行うということで、10月25、26日で今調整中です。</p> <p>もう一つ、先程3つの助成金関係で協力して周知広報を進めるということでやっておりますが、併せて、ラジオCMを、10月の早ければ、13日で、もう収録に入っているということで、13日から流れる形で、3つの助成金それぞれ、雇用調整助成金、改善助成金、再構築補助金、この3つのパターンで最低賃金が引き上がったことについて、ご活用くださいとCMの3バージョンを10月流し続けるということで、ラジオ関係3つですかね、AM、FM含めて3つの局で流すという予定で進めております。これらについても決まりましたら、皆様方委員の皆様の方に報告させていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。只今、事務局から青8のインデックスについての報告がありました。ご質問等あればお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>本日の議事は以上のとおりですが、これまでの審議会等を通じて、全体を通じて、皆様からご意見等あれば、お願いしたいと思います。</p> <p>ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>

	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>最後に、審議会の閉会に当たり、西川労働局長から挨拶がございます。よろしく願いいたします。</p>
西川沖縄労働局長	<p>本日は、誠にありがとうございました。</p> <p>また、最低賃金に関する基礎調査の集計誤りにつきましては、大変ご迷惑をお掛けしました。</p> <p>最低賃金は、労働者の生活、地域経済に大きな影響を及ぼすという意味を十分踏まえて、事務局は猛省をするようにという会長からの御指摘、それから、労働者側代表からは、引上げの根拠となる、審議会の議論を無に帰す可能性もあるような重要なものであるということを再認識せよと。それから、使用者側委員からは、表内の突合、表間の突合といったものを担当者が替わってもできるチェック体制をと、厳しいご意見をいただきました。</p> <p>職員一同深く胸に刻み、適正に統計調査を実施し、正確な資料として提出することを通じて、さらに充実した審議をしていただけるようしっかり取り組みたいと思います。</p> <p>10月8日から沖縄県の最低賃金が820円に引き上げられます。改定された最低賃金額の周知に万全を期すとともに、最低賃金額の引上げに伴う環境整備を行うことが、付帯決議でも指摘されております。当局といたしましても、生産性向上に向けて、とりわけ、コロナ禍、雇用維持への支援、ということで、最低賃金の引上げの環境整備に引き続き、しっかりと取り組んで参りたいと思っております。</p> <p>各委員の皆様におかれましては、今後とも労働行政に対しまして、円滑な推進に向けて、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます、私のご挨拶に代えさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。</p>

<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日の審議会で予定されていた議題は、全て終了致しました。</p> <p>これをもちまして令和3年度第5回沖縄地方最低賃金審議会を終了いたします。委員の皆様、事務局の皆様、大変お疲れ様でした。どうもありがとうございました。</p>
-------------	--

令和3年度第5回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

1 開催日時 令和3年10月6日(水) 18:00~19:10

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室

3 出席者

公益代表委員 5名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、西村オリエ 敬称略)

労働者代表委員 5名(鎌田健嗣、砂川安弘、津山誉輝(web)、石川修治、宮城千絵(web)

敬称略)

使用者代表委員 5名(佐久本和代(web)、親川進、比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄

敬称略)

4 議題

(1) 最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて

(2) 今年度の地域別最低賃金の審議への影響について

(3) 令和3年度沖縄県新聞業最低賃金の改定決定について(報告)

(4) 令和3年度沖縄県最低賃金の改定決定に係る答申を踏まえた対応について

(5) その他

5 議事要旨

(1) 事務局から、「令和3年度最低賃金に関する基礎調査の集計誤り」について、概要、誤りが発生した原因、再発防止策などの説明が行われた。

(2) 上記集計誤りが、今年度の地域別最低賃金の審議結果へ及ぼす影響について、会長から、「今回の集計に係る影響率等の修正は一部あるものの、今年度の最低賃金は例年と同様に他の資料、指標やその他の諸事情も勘案の上、総合的に判断した結果であることから、影響率等の誤りは審議結果に直接影響を及ぼすものではない」との見解が述べられ、最低賃金時間額820円とする審議結果について、改めて再審議する必要はないという結論が全委員に了承された。

(3) 事務局から、9月14日付け「沖縄県新聞業最低賃金の改正決定に関する報告書」、同日付「沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について(答申)」について、報告が行われた。

(4) 事務局から、沖縄県最低賃金の改定決定に係る答申を踏まえた対応について、最低賃金引上げに伴っての支援策、環境整備に関する周知広報、及び10月8日からの発効に係る記者発表を行ったという説明が行われた。

また、3つの助成金【業務改善助成金、雇用調整助成金、事業再構築補助金(経済産業省所管)】について、沖縄労働局ホームページ掲載等による利活用の周知をしているという説明が行われた。

(5) 事務局から、業務改善助成金交付決定実績等一覧についての説明が行われた。他、周知広報の対応として、街頭キャンペーンや、3つの助成金に関してのラジオCM予定について説明が行われた。

以上